

有料指定ごみ袋等製造委託業務(不燃)仕様書

1. 件 名 有料指定ごみ袋等製造委託業務(不燃)

2. 業務目的 家庭ごみ収集のための恵庭市が定める規格に基づいた有料指定ごみ袋(以下「指定袋」という。)の「製造」・「保管管理」並びに市又は市が委託する「有料指定ごみ袋等保管・配送及び収納管理事務受託者が指示する指定袋の種類及び数量を指定場所へ配送する業務」を行うものとする。

3. 業務内容 指定袋等の製造・保管管理・配送・月次報告業務

4. 委託期間 契約した日から令和3年3月31日まで

5. 製造枚数

種 類	枚 数
燃やせないごみ用(5リットル)	175,000 枚

※ただし、数量については取扱実績状況に応じて変更するので、落札業者と本市において協議するものとする。

6. 指定袋の仕様

(1)材質

低密度ポリエチレン

(2)形状

U形袋(ガゼット・ベロ付き)

(3)透明度

半透明(袋内容が識別できる程度)

(4)寸法

(単位 mm)

袋の種類	縦横寸法	厚さ
燃やせないごみ用(5リットル)	縦 280×横 190(展開時 320 折込幅 130)	0.027

※ただし、製品の性質上誤差が生じるものであることから、上記寸法と異なる製品の適合可否についてはサンプル品の検査時に判断する。

(5)品質

均質で泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホール等の使用上有害な欠点がなく、かつ、形状が均整で、切断部などの仕上げが良好な品質とすること。

(6)強度

引張、伸びなどにより、容易に裂け・破れなどの損傷が発生しない強度とすること。

(7)袋の色及び文字等の印刷色

袋の色及び文字等の印刷色は、次のとおりとする。

但し、本体色・文字色の決定にあたっては、落札業者と本市の協議により行うものとする。

<袋の色及び文字色>

袋の種類	袋の色	袋の文字色
燃やせないごみ用(5リットル)	青色	赤色

注1) 色合いや濃淡のばらつきがないようにすること。

(8)図案及び表示等

図案及び表示等については、市が示すレイアウトを参照すること。なお、詳細デザインの決定にあたっては落札業者と本市の協議により行うものとする。

注1) 国内製造とし、製造の原産国表示(MADE IN JAPAN)を指定袋に1枚ずつ印刷すること。

(9)視覚障がい者対策

目の不自由な人が識別する際、袋1枚ごとに種類の識別が容易にできるように、次の加工を施すこと。

燃やせないごみ用:ベロ部上部中央への穴あけ加工及び持ち手(印刷面右側中央)へのエンボス加工

(10)袋の品質管理・偽造防止対策

契約期間中、発注に基づき製造したごみ袋は、納品までの間適切な品質管理と保管を行うこと。また不良品あるいは偽造等の場合に一定照合ができるよう製造日単位の番号の印刷等を行い、納品後に発生した袋の不備等に起因する事故に対応できるように品質管理を図ること。

7. 外装袋の仕様

(1)材質

低密度ポリエチレン又はポリプロピレン 100%

※焼却しても有害な物質が発生しないものとする。

※市場価格の変動があるため、発注時により安価な材質を採用すること。

(2)形状

平形袋

(3)透明度

透明

(4)寸法

(単位 mm)

袋の種類	縦横寸法	厚さ
燃やせないごみ用(5リットル)	縦 260×横 225	0.025

注1) 製品の性質上誤差が生じるものであることから、上記寸法と異なる製品の適合可否についてはサンプル品の検査時に判断する。

(5) 袋の色及び文字等の印刷

袋の色及び文字等の印刷色は次のとおりとする。

但し、本体色・文字色の決定にあたっては、落札業者と本市の協議により行うものとする。

＜外装袋の色及び文字色＞

袋の種類	袋の色	袋の印刷色
燃やせないごみ用(5リットル)	透明	白・青

注1) 色合いや濃淡のばらつきがないようにすること。

(6) 品質

内容物の汚損に繋がるような欠点がなく、表示内容が全て識別できる品質とすること。

(7) 強度

店頭での陳列時及び販売時に容易に裂け・破れなどの損傷が発生しない強度とすること。

(8) 図案及び表示等

図案及び表示等については、市が示すレイアウトを参照すること。なお、詳細デザインの決定にあたっては落札業者と本市の協議により行うこと。本市が取得したJANコード番号を適正に表示すること。

注1) 国内製造とし、製造の原産国表示(MADE IN JAPAN)を外装袋に1枚ずつ印刷すること。

注2) JANコードについては、日本工業規格「共通商品コード用バーコードシンボル」により、本市が取得した別表1に示すJANコード番号を適正に表示すること。また、製造開始前に、確実に読み取りが行われるか検証し、検査結果及び検証に不備があればその改善結果を本市に報告の上、本市が了承した後に製造を開始すること。

(9) 視覚障がい者対策

目の不自由な人が識別する際、外装袋一袋ごとに袋の種類が容易にできるように、次の加工を施すこと。

燃やせないごみ用:外装袋右上部への穴あけ加工

(10) 外装袋詰め

5枚入り1袋とする。外装袋から中の袋が1枚ずつ無理なく取り出せるように、中の袋の折り方及び取り出し口にミシン目加工を施すなど、適切なものとする。

(11) 袋の品質管理・偽造防止対策

不良品あるいは偽造等の場合に一定照合ができるよう製造日単位の番号の印刷等を行い、納品後に発生した袋の不備等に起因する事故に対応できるように品質管理を図ること。また、外装袋の番号と中の番号は一致させること。

8. 梱包

(1) 梱包方法

梱包はダンボール箱とし、1箱当たり梱包組数は50組(250枚)とする。梱包箱を上から見た状態で、種類別に梱包するものとする。更に製品の保護を目的とし、積み上げた外装袋の上から平型のダンボール紙を被せることとする。

ダンボール箱の大きさは、外装袋を折ることなく収納できる大きさのものとし、外箱と内容物の間に隙間ができないようにすること。

(2) ダンボール箱への文字等の印刷

文字等の印刷色は、次のとおりとする。

<表示する文字色>

袋の種類	文字等の色
燃やせないごみ用	あずき色

注1) 色合いや濃淡のばらつきがないようにすること。

注2) 印刷は環境負荷の少ないインキを使用すること。

(3) 印刷内容

図案及び表示等については、市が示すレイアウトを参照すること。なお、詳細デザインの決定にあたっては落札業者と本市の協議により行うこと。

注1) 国内製造とし、製造の原産国表示(MADE IN JAPAN)を長面2面に印刷すること。

(4) 品質管理

不良品あるいは偽造等の場合に一定照合ができるよう製造日単位の番号の印刷等を行い、納品後に発生した袋の不備等に起因する事故に対応できるように品質管理を図ること。また、ダンボール箱の番号・外装袋の番号・中の袋の番号は全て一致させること。

梱包するダンボール箱は、複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。また、1箱単位にならないアイテムは袋で納品すること。

9. 検査

本仕様書及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項に適合している外装袋に詰められた工程までの指定袋を5組、本市に提出すること(この数量は、納品数には含まないものとする)。

検査結果について、本市が合格を確認した後、指定袋の本格的製造を開始すること。

10. 納品

(1) 指定袋の納品については、本市が指定する保管場所とする。

(2) 保管場所への納品頻度は製造計画等を踏まえ、本市に納品計画書を提出し、協議により決定すること。

(3) 納品後のトラブルを回避するために、納品に際しては収納管理事務受託者の受領印を徴すること。

(4) 納品時にコンテナやトラック等から荷卸する際は、収納管理事務受託者とともに効率よく作業が行えるように双方協力して作業を行うこと。また、搬入作業は荷崩れ等により指定袋に破損、汚損等が生じないようにすること。

11. 製造に関するその他の注意事項

- (1) 袋の原反製造・製袋業務は国内で行うこと。製造を開始する前に、製造工場の名称、所在地、製造能力等について本市に文書を提出すること。
- (2) 材料の調達、デザイン等の校正、サンプル検査など、製袋開始までに生じる工程についても明記した製造計画を本市に提出すること。
- (3) 指定袋は公共料金の証紙であることを踏まえ、材料及び完成品の在庫管理を徹底し、製袋作業で生じる端材や不良品についても流出することのないよう、産業廃棄物として確実に処分すること。また、不測の事態に備え、予備の指定袋を製造した場合はその品目・数量及び保管場所について書面にて報告すること。

12. 契約及びその他の事項

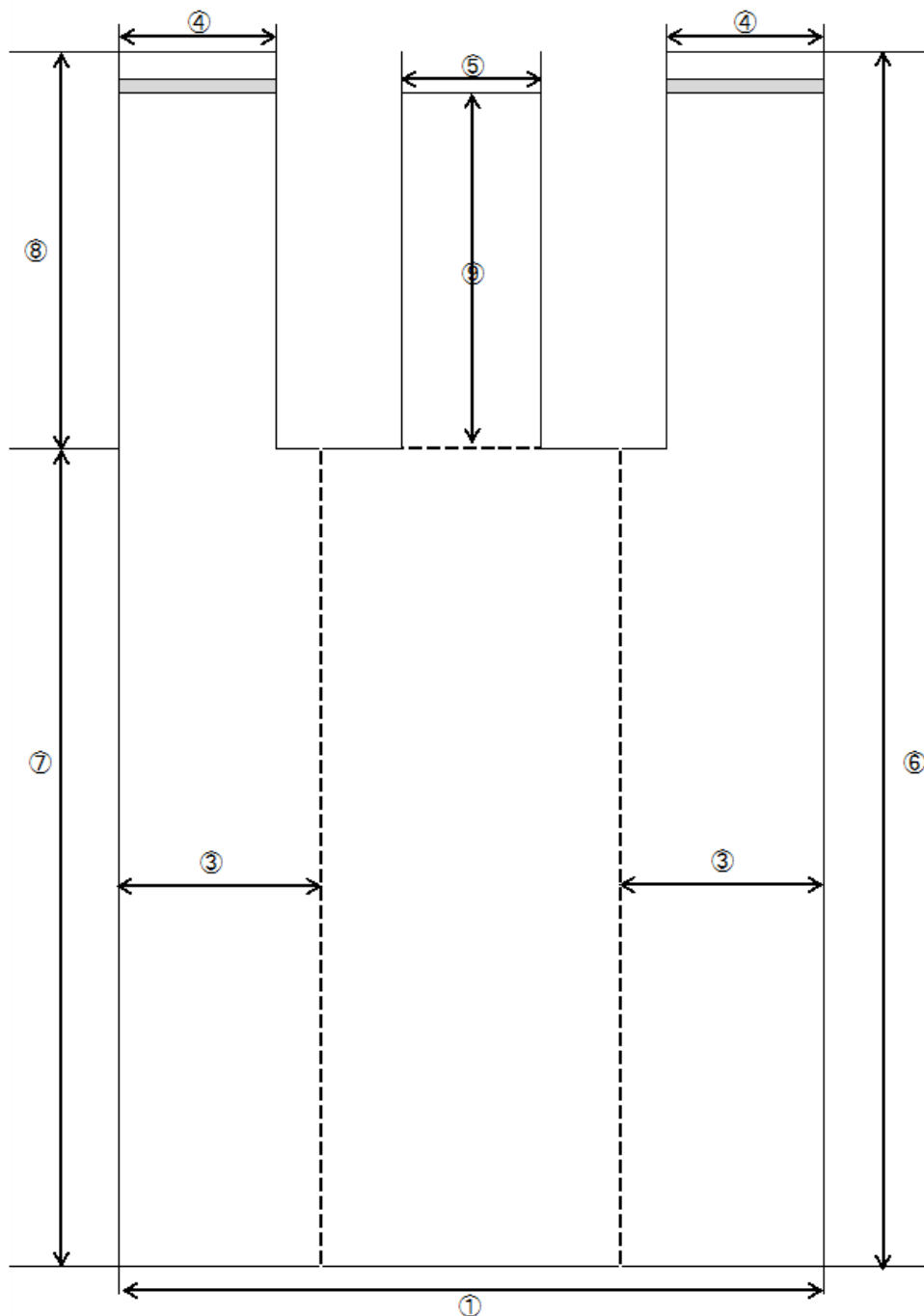
- (1) 契約については、1枚当たりの単価契約とし、保管場所への納品ごとに請求書に基づき製造委託料を支払うものとする。
- (2) 指定袋及び外装袋のデザイン等の著作権、意匠権は、本市に帰属する。
- (3) 市民より有料指定ごみ袋についてのクレーム等があった場合は、全て落札業者において誠意を持って対応することとし、クレーム品の直接回収、代替品との交換をすること。
- (4) 業務上知り得た情報を、一切他人に漏らさないこと。また、この契約が終了した後も同様とする。
- (5) 業務の全部について、一括して第3者に委託して業務を行わせてはならない。ただし、一部を委託した場合には、事前に本市に対して受託者の商号又は名称その他必要な事項を書面で報告し、承認を受けること。
- (6) この仕様書に基づく入札等において入札業者は本市が求める内訳単価を提出するものとする。
- (7) 指定袋は、ごみ処理手数料を含み金券的一面も持ち合わせている物品なので、製造及び納品過程において流出するなどといった事故のないように管理体制に十分留意すること。また、各過程において適宜、本市が立ち会う場合があるので留意すること。
- (8) この仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、落札業者と本市において協議するものとする。

別表1

< JANコード表 >

種 類		JANコード												
燃やせないごみ用	5リットル	4	5	8	2	3	2	0	3	3	0	2	8	0

<燃やせないごみ用:指定袋規格 5リットル>



5リットル袋

(縦 280mm+もち手長さ) × 横 190mm

展開時 320mm

種類	①仕上幅	②展開時	③折込幅	④持手幅	⑤ペロ幅	⑥全体長	⑦本体長	⑧持手長	⑨ペロ長
5ℓ	190	320	65	別途協議		280	125以上	別途協議	

※袋の容積を確保することを基本として④⑤⑥⑨については別途協議し決定する。

⑨の長さについては、⑧より 20mm 以上短くすること。